

議案第50号

ひたちなか市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部を
改正する条例制定について

ひたちなか市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和3年 3月 3日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部を
改正する条例

ひたちなか市指定地域密着型サービスの事業に関する条例（平成24年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
 - 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 第14条中「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の第5条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

ひたちなか市指定地域密着型サービスの事業に関する条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本方針)</p> <p>第14条 指定地域密着型サービスに該当する法第8条第23項に規定する複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものであって、かつ、第9条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>	<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本方針)</p> <p>第14条 指定地域密着型サービスに該当する法第8条第23項に規定する複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び<u>生活機能の維持又は向上</u>を目指すものであって、かつ、第9条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>	